

令和4年第3回土別市議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月14日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時30分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（15名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	14番	山居 忠彰 君
議長	15番	井上 久嗣 君		

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民自治部長	藪 中 晃 宏 君
健康福祉部長	東川 晃 宏 君	経済部長	鴻野 弘志 君
建設水道部長	千葉 靖紀 君		

教育委員会 教育委員 会長	中峰 寿彰 君	教育委員会 生涯学習部長	三上 正洋 君
------------------	---------	-----------------	---------

病院 副院長 事業者	三好 信之 君	経営管理部長	中舘 佳嗣 君
---------------	---------	--------	---------

監査委員 浅利知充君

監査委員
局長

四ツ辻 秀和君

事務局出席者

議会事務局長 穴田 義文君

議会事務局長
議総務課

岡崎 忠幸君

議会事務局長
議総務課主任 中井 聖子君

議総務課主任
議総務課主任

駒井 靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（井上久嗣君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（井上久嗣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

9番 真保 誠議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を執り行います。

今回は2問の質問を考えております。

まず1つ目に、物価高騰に伴う本市の対応について質問いたします。

このところ、物価高騰の話題が尽きません。農業に欠かせない化学肥料や農薬、農業機械など生産資材、それに付随する生鮮食品を含めた食料品、電気、ガス、ガソリンなどのエネルギー関連、また、建築資材や工業製品など国内で販売、消費されるものの大半が値上がりしております。物価上昇の要因はそれぞれによって違いますし、数年前からのものもあれば最近のものもあります。ただ、共通した大きな要因は、やはりコロナ禍とロシアによるウクライナへの侵略、そして急速に進んだ円安であることは周知のことです。今後の国際情勢を鑑みれば、さらなる物価上昇が予想されます。

特に本市基幹産業である一次産業において使用する肥料は、海外依存度が高く、日本で使う三要素化学肥料の原料はほとんどが輸入に頼っています。その輸入先の中で、尿素は中国、ロシアが輸出制限、リン鉱石は中国が輸出制限、カリウムに至ってはロシア、ベラルーシが輸出禁止となっております。必然的に世界中で需要の逼迫感が強まっており、各国の戦略的資源として位置づけされた中でも、今後も国際的な争奪戦が激化するものと予想されるようです。

一方、肥料製造の環境への負荷も問題になっております。肥料製造には、世界で使用されるエネルギーのおよそ15%が使われるという試算もあり、これは当然に大量の二酸化炭素を発生させます。大気汚染や海洋汚染など、窒素加工物の悪影響も心配されています。現在、メキシコ湾は肥料の流出により酸素が乏しいため、海洋生物が生息できないレッドゾーンが四国4県の面積に匹敵する約1万5,000平方キロメートルにわたり広がっているといいます。石油などの化石燃料と同じく、化学肥料もまた人類史的な課題なのであります。

そこで、農林水産省では、化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用等の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の一部を支援することを通じて農業経営の影響を緩和するとともに、

化学肥料の使用量の低減を進めるために、肥料価格高騰対策事業を掲げました。

簡単に説明しますと、化学肥料2割、使用の低減に取り組む農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を助成するというものです。要件等の説明はここでは割愛させていただきますが、しかし、これはあくまでも肥料に限定されたもので、飼料や燃料の対策にはなっておりません。

また、一般消費者である大半の市民目線で考えると、今のところ物価高騰への支援としては、燃料の激変緩和措置として、燃料高騰での国民負担を軽減するため、一部国が負担しているぐらいしか見受けられません。まだまだ物足りないところです。

先般、地元の北ひびき農業協同組合代表理事組合長名で、本市長と本市議会に要望書が提出されました。要望の趣旨は、肥料高騰に係る購入費用への助成、燃料高騰による軽油購入費用への助成、穀物価格高騰による配合飼料費用への助成、この3項目であります。

その他の農業関係団体のほか、運送業等の団体からの要望も提出されていると伺っております。コロナ対策や金融対策を含めた経済対策を国がフットワークよく進め、地方に反映されることが望ましいのでありますが、現状は非常に遅れている状況であります。また、世界の情勢も混乱がやまず、そのあおりが目の前に来ているのも現実であります。

財政健全化を進めていかなければならない本市としましても、非常に厳しい状況ではあると思いますが、この要望を含めた物価高騰への今後の対応をどうしていくのか、お考えをお尋ねします。また、現在出されている要望書は何件、こういった趣旨のものか、お尋ねしてよろしければ、ぜひお聞かせ願います。

同じく、物価が目まぐるしく変化する中で、本市発注工事の資材等の変動にはどう対応しているのかをお尋ねいたします。例えば発注情報公表時と入札時、また、単価、歩掛かりの変動があった場合、施工中に著しく単価変動があった場合、いろいろな事象が生じると思いますが、発注側としてどのように対応しているのか、一連の流れをお尋ねします。

最後に、商業についてでございますが、コロナ禍の影響に加え、この物価高騰にあおりを受けている関係の方も少なくないと思われます。特にサービス業、飲食、宿泊業に関わる方々は、この2年半の中、コロナ禍の影響で収束が見えません。こういった方々への支援策は何かお持ちなのでしょうか。また、現在ないとすれば、近い将来、この物価高騰に関する策として何かお考えなのかをお尋ねして、質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えします。

初めに、物価高騰に伴う本市の対応についてです。

昨今の情勢は、コロナ禍や不安定な国際情勢、円安の影響など様々な要因に伴い、物価上昇等を招き、市民生活に多大な影響を及ぼしております。そこで本市においては、これまで生活者支援を基本として、原油価格、物価高騰等に直面する市民負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を活用し、水道料生活等支援事業や本定例会で議決をいただいた原油価格高騰対策家庭応援事

業など様々な支援を講じているとのことでした。

また、お尋ねのありました現在提出していただいている要望書につきましては、3件であり、要望内容としては、燃料や肥料、飼料などの生産資材価格の急騰により経営の継続が危ぶまれることから、それらに対する支援等が主なものであります。

本市といたしましても、これらの要望等を踏まえ、原油価格、物価高騰に直面する生活者や事業者への支援について庁内で総合的に検討し、各種支援事業の実施を決定してきているところであります。

そこで、一次産業である農林業の安定的な運営に欠くことのできない肥料や生産資材等の高騰については、先ほど申し上げましたとおり、国際情勢に起因するものが要因と考えています。これらの課題につきましては、短期間で解決できるものではなく、長期にわたる支援や制度の見直しも考えられることから、自治体単独での支援については限界があると認識をしております。このようなことから、国の責任において対応されるものと考えているところでありますが、このたびの各団体からの要望等を踏まえ、本市としての支援策についても引き続き模索するとともに、今後もさらに関係省庁や道に対し支援対策を強く要請する考えです。

次に、商工業関連における支援策についてです。市内事業者や関係団体から状況を聞き取りするなど、物価高騰の影響を強く受けていることを把握してきております。しかしながら、同業種においても業態や事業規模の違いなどにより状況は異なることから、影響の受け方は様々と伺っているところであり、現在まで効果的な支援策を模索してきている状況でございます。

議員お話しの原油、物価高騰の状況は、先ほど申し上げましたとおり、肥料や生産資材の高騰と同様、今後も続くことが予想されることから、国の補正予算の動向を注意しつつ、地方創生臨時交付金の追加配分、それから道の支援策なども十分に勘案をしながら、効果的な対策を引き続き検討を進めてまいります。

次に、本市発注工事への対応についてです。

本市発注工事における資材等の変動においては、発注時に積算システムで積算している場合には、タイムラグによる価格差をなくすため、入札日の1週間程度前に最新の単価により再積算をし、設計金額としています。また、積算システム以外で積算している場合においては、積算資料などの刊行物により、著しく変動が見込まれる場合、見積りを徴収し単価決定をしています。

契約締結後、完成までの期間における対応としましては、工事請負契約書第25条にスライド条項を規定しており、国や北海道の運用マニュアルを準用し対応しています。なお、今年度は現段階において著しい単価の変動はないため、スライド条項の適用実績はございません。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 今の市長の御答弁の中は、ほとんど国の給付金等の対策ということでの対応だと思っています。実は市長は昔から、議員時代から、私は、新貨幣理論だとか、いろいろ

精通されて、勉強されていることは知っていますし、経済についても勉強されていることは知っております。ただ、一市長がどこまで行政の首長としてどう国に言えるかということとはまた別としまして、そういった理論をこの場ではおっしゃらなくても分かっておりますけれども、国の金だけではなくて、役所というものはどうしても申請ありきでありまして、それは民間と役所も同じだし、官官でも同じだと思います。

この制度資金は、どのようなものなのかというのを探した中で、道、国に申請を出してというところではあるとは思いますが、そういうところの根回しとか、勉強されているのかというところが私としては若干まだ見えていないところもあるのかなど。簡単に申し上げますと、申請を出して、上が受け付けるというところで、下のこういう制度資金、助成、補助があるというところの、そこまでを各行政の担当の方がしっかりと勉強されているとは思いますが、見落としはないのか、さらにこういうものが使えるということを網羅して皆さんきっちりされているのかというところを再質問としてお尋ね申し上げます。

○議長（井上久嗣君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

国の制度、これは特に一次産業に限ったことではないと考えておりますが、それぞれ自治体、我々単独の自治体、そこを所管する北海道、あるいは事業によっては上川総合振興局、こちらから常に情報を得ているということもありますし、情報の発信もいただいているところであります。もちろんタイム的には重複している情報も来ることからいいますと、情報については我々も漏れなく把握をしているつもりではございます。その上で、その制度に合致することが組めるのか、この辺りを勘案しながら、そして今言いました北海道なりと相談をしながらということからでございますから、今現段階でそこを取りこぼしているというつもりではございません。

以上であります。

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） これは経済部長が今御答弁なさいましたけれども、経済部に限らずいろいろな部分での調査、それから研究をしなければいけないというところがあると思います。私が最後に申し上げたいのは、その道路を造る、川を直せというのは金のかかる話で、今こういった状況の中で非常に市の行政の負担を少なくすることというのは、我々も含めて財政健全化という意味でやっております。

ただ、各議員も含めてですけれども、行政マンがこういう金を使える、ああいう金を使えるということを勉強することについては、金のかかる話ではないです。それは本当に自分のパソコン一つで、こういった制度資金がある、助成補助があるということを調べられると思います。我々議員もその辺はきっちり勉強しなければいけない話で、こういったものを、金のかけないこと、調べることにしてお金はかからないけれども、それによって市にお金を持ってくるという、そういったことがまず真っ先にすべきで、与えられた仕事だけをするのではなくて、

やはりそういったところをきっちり網羅するということが、担当者だけではなく、皆さんでやってほしい。我々も含めてそうです。これをやはり危機感を、皆さん乗り越えなければいけないということについて、これからの対応についてどう思われるか、最後の質問といたします。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 今回、真保議員から、いわゆる経済対策、農業、事業者支援ということで御質問いただきました。これにつきましては本当に重大なことだと考えているところであります。このたびの初日の補正予算には上程はしませんでした。これまで事業内容を精査している段階でありまして、今回、まずは生活者支援を優先しようということで今回の初日に上げさせていただきましたが、具体的に農業支援、それから事業者支援についても、ある程度数字も出した状況での、我々の中でも勉強会も含めてやっております。また、これまでは議会も含めて、財政健全化実行計画ということもありまして、基本的には臨時交付金の範囲内という御指摘もあったところではありますが、今の情勢は前回と違いますので、さらに厳しい状況が続いていると思っています。

それから、農業につきましては、特にこれまで、生産者の立場を守る視点も強かったと思いますが、私個人の思いとしても、北海道の農業が駄目になるということは、この国の食が駄目になることだと思っています。そういったことから、管内の選出の国会議員の先生もそうですし、道内選出の国会議員の先生もそうですし、常に私はそういう視点で要望してきたつもりでございます。

あわせて、今、国の制度のお話もありましたが、もちろんうちの職員も勉強しながら、使える制度は全部使えるようにやっているところでありますし、私の立場も含めて、そのいわゆる政治の力、そういう部分で、例えば国会議員の事務所に相談して、うちの現状はこうなっているのだけれども、使える何か制度はないかということもさせていただいておりますし、逆にそういった使える制度については、アドバイスをいただいているケースもございますし。何せ向いている方向は北海道の皆さん同じだと思っていますので、何とかこの苦しい局面を打破できるように、今後、さらに調査・研究を含めて、地域の声を聞きながら、しっかりと対応を取れるようやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） 続きまして、2つ目の質問に入ります。簡易水道利用の地域水道組合についてであります。

現在、朝日地区には6件の水道組合があり、組合ごとに維持管理を行っております。これは士別、朝日町、合併前からの施設であり、各地区の方々が負担金を出し合って長年利用してきました。朝日地区は面積が広く、上水道を管理するには莫大な設備費用がかかります。そのため、当初から水源施設設置については行政で提供し、地元の皆さんが維持管理を行ってきました。全て沢の水を利用しております。

しかしながら、時代の流れとともに、各地区の戸数減少と人口の流出が著しく、現在に至っては激減の一途であります。施設の老朽化とともに、近年の異常気象による水災害が激しく、8月の大雨でも水源地が1か所土砂災害に見舞われたところでもあります。最近聞いたところでもありますけれども、中には災害にならない程度の水でも、家庭の水道が濁って生活用水として利用できない、市販の飲料水を利用している方もいらっしゃいます。洗濯や入浴にも利用できず、公衆浴場や、濁りが収まってからの洗濯など、とても不自由をされているのが現状であります。

それでも、既に使えなくなってから5年以上は経過しているようです。さらに各地区の高齢化が進んでいるため、維持管理にも非常に大変なのが伺えます。本市では現在、11月から12月にかけて年1回の地元住民との意見交換会を実施し、地元の水道利用者の計画的な修繕、改修を聞いているところでもありますけれども、直近の交換会ではどのような意見が交換され、参加人数はどれほど出られたのかをお尋ねします。

また、通常の維持管理費用の8割を市が補助しているようではありますが、自然災害時の復旧、修繕の費用負担等はどのようにしているのか、併せて伺います。

現状を見る限り、維持管理についての打開策は早い段階で見いださなければなりません。行政の今後の対応策をお尋ねして、質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 藪中市民自治部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えいたします。

朝日地区にある6か所の水道利用組合の施設につきましては、国または北海道の補助を受けて整備した施設でありまして、各組合が清掃作業を行うなど、日頃から維持管理を行っております。全ての施設が設置から相当年数が経過しておりますが、これまで施設の改修などを実施した場合、費用の8割を市が助成し、残り2割を各組合が御負担しております。大雨などの自然災害により、河川ののり面が崩れるなど水道施設に大きな影響が出た場合は、復旧工事や施設の修繕など、費用全額を市が負担してきております。

次に、意見交換会です。毎年11月頃、各施設管理者と意見交換会を行っておりますが、翌年度以降に必要とする施設の改修内容を伺い、計画的に改修を行うことで、施設を長期にわたり安定的に維持していくことを目的としております。

直近で申しますと、昨年11月に6施設の各管理者が出席し実施をしましたが、組合員の高齢化により、清掃作業などに苦勞しているなどのほか、議員のお話にもありました、生活用水として利用できない、飲み水を購入しているといった御意見もありました。各組合とも施設の老朽化や利用者数の減少、高齢化が共通の課題となっております。

市では、現在の施設を計画的に修繕をし、適切な維持管理をしながら、継続してお使いいただくことを考えておりますが、濁水などの対応を考えますと、近隣の水道利用組合との統合や地下水などの利用も含め、今後も御意見を伺いながら、よりよい施設の維持運営につながるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 全く答弁になっていないように聞いておりますけれども、今はどうするんだという話ですよ、結局は。その将来的に修繕する、何するというよりも、今、水として飲めない人がいるんですよ。これは、生活用水、特に飲料水ですから、その将来的にと考える前に、今どうしなきゃいけないかということがまず前提であって、それはお金の話では私はない思っていますので、もうちょっと非常に、具体的、前向きな返答を聞いたかったですけれども、それは全くなされてない。

そして、その将来的にと言いますけれども、これから増える要素は、正直に言って、戸数が増えたり人口が急激に増えるという要素は今のところほございません。逆に言うと、皆さんの維持管理、それから負担金についてはさらに苦労されるということが、まず、目の前に見て分かるわけです。だからそういったものを、道、国の補助を使ってでも構いませんから、先ほどの1問目の質問ではありませんけれども、どういった形で、どう国に、例えばこれを助けていただけるかということも含めて、何とかすぐ、近々で対応していただきたい。その打開策と聞いているのですけれども、それは何の打開策でもないと思って今聞こえてきましたけれども、この辺をどう思われますか、御返答をお願いします。

○議長（井上久嗣君） 藪中部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君） 再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、飲めない、飲用水として利用できないというお話は以前からお伺いしております、数年前になります、水道水の汚れの主な要因として、ろ過器の老朽化というのが考えられまして、ろ過器が、何といいますか、どろどろになっているというか、全面的な池の改修が必要といったこともお伺いしまして、そのときに試算をしますと200万円以上の金額がかかると。これを8割補助、2割負担ということでやると、個人的な負担も、戸数も少ないですし、負担があるということで、断念というか、行ってはおりません。

また、先ほどの答弁でも申し上げましたが、近隣の利用組合との統合です。給水を隣の組合から持ってきてまして利用するという案も過去に提示をしたことがございますが、なかなか話が進まず、実現には至っておりません。

いずれにいたしましても、議員おっしゃるとおり、人はどんどん減っております。増える要素がないということで、それぞれの労働の負担も、金銭的な負担も増えるかと考えておりますけれども、もう一つ地下水という手もあるのですけれども、それについても一定程度の費用がかかるということもいえますので、地域で使っている方々とさらに話をしながら、よりよい方向に行けるように努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 趣旨が伝わっていないようでありますけれども。話をしながら前に進める

のではなくて、行政主導で動かしていかないと。いろいろと私も地元の方の話を伺っております。ですから、この部分は市が行政の立場として主導して、こうやっていかないと将来的にあなたたちの飲み水もなくなるのだよというところを主導して、前向きではなくて、絶対進めていただきたい。

現に先ほど、最初の質問で言いましたけれども、5年間買い水を飲んでいる人がいるのですよ。ずっと飲料水を自分で買って飲んでいるのですよ、自己負担で。それを行政側が、例えば意見交換会の中で出てきている話を、そうですかと聞いて、そうしたらどうしますかという話に何でならないのかというところですよ。ライフラインですよ。何よりもこれは大事な部分であって、そうしたら、今の6組合の中の水質調査はしているのかという話になってくる、それも全部含めてやって対応していただきたい。

先ほど言いましたとおり、財政状況が悪いから何百万円かかって8割をうちらが負担するからって、そういう次元の話ではないと思います。飲み水ですよ。自分がその立場になってみてください。自分でろ過して飲む人だって中には出てくるかもしれませんが、この辺は本当に真剣に真面目に、前向きにじゃなくて、今、近々で対応していただきたい。

だから、それを組合が統合する、何するという話もしましたけれども、それも伺っていますよ。実際減ってくるんですよ、そうしたら負担金が増えてくるじゃないですか、維持管理する作業も増えてくるわけですよ、それを高齢化している人たちにどのようにやれというんですか。その主導だってやはり市がすべきであって、例えば市の委託でその管理をすることも可能でしょうし、そういう考え方をもっともっと前に出して即やってもらわないといけないと思いますが、それを最後の再々質問にしたいと思いますが、御回答をお願いします。

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 再々質問にお答えします。

私も、総合支所長をしております、地域の現状はよく理解をしております。おっしゃったように、その水が飲めないと、あるいはお風呂が入れないという方もいらっしゃるって、購入して生活をしているといった実態も承知をしているところであります。

それで、地域としまして、いろんな話もさせていただきました。例えばポンプではどうかという話もさせてもらっています。その当時ですけれども。その中では、以前打ったこともあるんだという方もいらっしゃいました。ただ、打ったときに、あまりにも金気が強くてちょっと飲み水にならないといったような話もございました。また、水質についても、これは実際、非常に衛生面からいくとグレーな部分もあったりして、実際に調べてみるとなかなか、その後の飲み水としてはということで難しい部分もあったりするということがあります。

それで、近々の話ということになりますと、例えば断水したときには当然市のほうから、これは生活に欠かせない水でありますので、運んだりするといったような対応をしておりますので、そうした方法なんかも検討しなければならないのかなとも思っております。

また、先ほど統合という話もありました。そこについても、地域と話し合ったこともありま

す。実際問題、今までの地域の中の経過であります。費用負担の部分といったことで、なかなか簡単に、では、こことここを統合してやりましょうといったようなことには、すぐなっていないといったような実態もあります。

ただ、真保議員おっしゃったように、そこについては、やはり行政のほうで積極的に関わる中で、例えば将来展望、このままいくとこうなりますよといったような状況を皆さんに理解してもらい、あるいは本当に各組合で維持している方、年齢も高齢化してきていたり、あるいは人そのものが管理戸数がないといったようなことで、本当に苦労されている実態がありますので、おっしゃいましたように、自分たちで、地域でできないということになれば、委託という方法も、これは検討していかなければならないということも考えています。

あとは現施設、まずは今ある現施設、これが本当にろ過施設を含めて、飲料水として適正に確保できる部分がずっと続いていくような方法が本当はないのかどうかといったようなことも検討していかなければならないと思っています。本当におっしゃいましたように、これはライフラインに欠かせない水でありますから、市としましても、本当に重く受け止めて、考えて、これからいろんな検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（井上久嗣君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

地域公共交通網形成計画について質問をいたします。

農村地域における交通網の確保は、これから高齢化社会を迎え、欠くことのできないライフラインの一つになりつつあります。2020年度の推計値では、多寄地区の高齢化率は51%、上士別地区は50%、朝日地区は52%、温根別地区は46%と、この高齢化社会を見据え、市としても公共交通網についての実証実験を行ってきたところだと思います。特に多寄地区における実証実験の結果をお伺いいたします。

予約運行型乗合バス、士別ハイヤーによる実証実験、令和3年12月から令和4年2月までの3か月間でどういう結果が得られたのか、お伺いをいたします。実証実験前後には地域説明会も開かれていると思いますが、地域の方々の意見や今後の取組についても併せてお伺いをいたします。

本市と名寄大学の連携協定に基づき、多寄地区における買物環境づくりの研究にも取り組んできたところだと思います。アンケートの結果でも、住民の店舗出店への期待が高く、Aコープが撤退した後、お店屋さんがなくなり、高齢者の買物難民が出るのではないかと心配されておりました。日常生活に欠かせないちょっとしたものが買えるお店屋さんがあればと、地元の人たちが待ち望んでいました。そんな中、昨年8月にミニショップ・ヤマモトさんが出店し、地元の皆様に喜ばれております。オーナーの山本さんも、もっと品ぞろえを増やし、地元になじんだお店にしていきたいと意気込んでおられます。また、課題となるのは品物の価格、品ぞろえ、利便性の何を優先し、選択するのか、出店したとしても地域になじまなければ続けられず、住民にとって身近な存在の店舗にすることができません。買物環境を整えるため、行政と

して応援できることがないかも併せてお聞きいたします。

地域の活性化のためにアイデアを出し合い、まちづくりに取り組んでいる多寄地区に、先月中心地に、プラットホーム緑の散歩道がJ Aの一部を借り、開設されました。私も立ち寄らせていただきました。昨日、大西議員の紹介にもありましたように、道北バスの停留所やJ R多寄駅の近くで待ち時間などを利用して気軽に立ち寄れる住民サロンを目指しています。代表の中田さんが、季刊誌「緑の散歩道」を2010年に発行し、現在51号の発行となっています。毎回500部ほど印刷し、地域の情報、出来事などを多寄全域に配布されています。近年、賛同者も増え、サロンの運びとなったとのことであります。気軽に立ち寄れるサロン、そしてお店屋さんがあり、地域の憩いの場、交流拠点として有意義な場所になっております。こういう地域で頑張っている人たちを行政として支えていく環境が高齢者の孤立や地域住民の交流の高まりに必要なだと思います。これらについての考えをお聞きし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えします。

初めに、多寄地区における乗合タクシーの実証実験についてです。

本市では、今後の農村地域における買物環境の改善に向けて、令和元年度から3年度にかけて名寄市立大学と連携し、多寄地区をモデルとした研究事業を実施しました。この研究から、買物環境の改善策の一つとして、近い将来を見据えた新しい移動手段を確保することが重要であるとの提言の下、昨年12月から本年2月までの3か月間、多寄地区でデマンド型乗合タクシーの実証実験を行ったところです。

具体的な運行方法は、多寄地区の住民から利用の予約があった場合に、住宅から多寄地区の中心部や中央市街地へタクシーに乗り合わせて移動するものであり、乗り合わせた人数によって利用料金が変わる仕組みです。運行の日時は、通院等を考慮しつつ、毎週火曜日から木曜日とし、1日当たり3便を設定するとともに、12月と1月は多寄中心部、2月はJ R士別駅を運行先に設定をしました。

実証実験の実績としては、多寄中心部への移動が2か月間で運行回数が11回、利用者数で延べ16人となり、J R士別駅への運行はなかったところです。この結果を受け、多寄地区の老人クラブなどに聞き取りを行ったところ、多寄の西地区にお住まいの方からは、既存のバス路線である中多寄線があるということや、自家用車で移動している、また、多寄中心部や東地区にお住まいの方からも、現時点では自家用車で移動しており、乗合タクシーの必要性を感じていないとの御意見をいただいたところです。一方で、5年または10年後には運転も難しくなり、公共交通が必要になると思うとの御意見も多かったことから、現時点では本格運行までの必要性はないものの、引き続き将来に向けて、利用しやすく、市民ニーズに適した公共交通の在り方について検討を行ってまいります。

また、元年度から7年度までを計画期間とする士別市地域公共交通網形成計画においても、少子高齢化や人口減少を踏まえ、農村地区におけるデマンド乗合交通等の新たな公共交通体系

の導入を目標の一つとして設定をしています。今後においても、計画に基づき、利便性と効率的な視点を考慮しつつ、地域を支える持続的な公共交通のネットワークの構築に向けて取り組んでまいります。

次に、地域活動や農村部における店舗への行政支援についてです。

議員お話しのとおり、本年8月から多寄地区において地域ネット緑の散歩道が北ひびき農協多寄支所の一角を利用して、住民サロン、プラットホーム緑の散歩道を開設しました。このサロンの目的は、バスの待合所や観光客との交流、議会中継の放映など、多目的な地域交流の拠点として利用することとなっており、開設に当たっては、まちの地域力推進事業に基づき、助成を行っているところです。

今後も、市としましては、まちづくり総合計画の地区別計画を推進する取組や、市民団体などが自主的に企画、実施する公益的事業に対し、引き続き支援することで地域づくりの推進を図ってまいります。

また、昨年8月に、多寄地区において食料品などを取り扱う店舗が開店し、地域住民からも大きな期待を寄せられているものと認識をしています。市として店舗への直接的な支援については難しい面もございますが、例えば今後も検証作業を続けるデマンド型乗合タクシーについて、当該店舗を目的地に設定するなど、地域住民がより利用しやすい環境づくりに努めてまいります。例年、多寄地域の有志が中心となって開催をしている、たよろde市は、店舗への応援の意味を込めて、昨年度から店舗前を開催場所としているとも聞き及んでおり、地域の農産物や店舗の商品、飲食店などとの連携による相乗効果や、コミュニティーの醸成が図られることも大切な視点だと思っています。今後におきましても、地域活動への支援や、公共交通の確保などを通じて、地域に住み続けることができる生活環境の確保を目指します。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 地域公共交通網について、今の答弁がありました。利用する人があまり少ないと、今のところは自家用車でどうにかなるということなのです。ということで、実証実験の中では、あまり効果的な話はなかったと、今の答弁の中では聞きました。

令和元年度から7年度にかけて再度やるというか、目標にして、この農村地帯の交通網を考えていきたいという今の答弁がありましたけれども、具体的にはどういう内容でやっていくのか、お知らせください。

あと、地域で頑張っている人たちを応援するというので、引き続き行政でできることは応援していきたいということの答弁でありました。早急に具体化して、取り組んでもらえればと思います。

以上、再質問です。

○議長（井上久嗣君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

具体的な運行方法、将来に向けてという御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今回、多寄地区で実証実験を行いました。答弁でもありましたように、3か月やって16人の利用ということです。その後、地域の方にも意見を伺いながら、今後に向けて、今、検証作業をしながら新たな運行方法を構築しているところです。今の段階でどのような運行方法という具体的な案はないのですけれども、引き続き、今週もそうなのですが、北大の岸先生の御助言もいただきながら、また、地域との意見交換も行いながら、具体的な運行方法を決めていきたいと思っていますところです。

地域の応援体制についてなのですが、引き続き、答弁にもありましたように、まちの地域力推進事業を中心に、行政としては支援というか助成のほうをさせていただくような考えで今はいるところです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 引き続き、助成のほうも考えていきたいという、前向きな答弁をいただきました。よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に移りたいと思います。公営住宅等長寿命化計画について質問をいたします。

公営住宅の空き部屋が目につくとともに、周辺の環境整備がきちんとされていないことも目につくところです。公営住宅等長寿命化計画に基づき、築四、五十年と古いものから用途廃止になる計画ですが、今では木造でも四、五十年もつ住宅が普通になってきています。人口減少により入居者が減り、耐用年数経過や経年劣化してきている住宅から用途廃止をしていく計画だと思います。公営住宅の入居者の高齢者世帯は、市全体で64%にもなっております。独り世帯は54%です。移転に対し、この地を離れたくない、家賃の問題などクリアしなければならない課題がたくさんあるとは思いますが、入居者の意向をよく聞き、丁寧な対応をしていただきたいと思います。

そこで、用途廃止に伴う、今年度の移転計画をお伺いいたします。入居者からは、ここ20年以上屋根の塗装がなされていなく、雪が落ちない、氷が軒下にできるなど、雪下ろしを業者に頼んでいる、雪下ろし中に屋根から落ちたなど、屋根の塗装の問題が多く聞かれます。入居者のアンケート調査でも、駐車場の整備、屋根や設備の老朽化の修繕などが望まれています。また、日常生活での不便、不安については、除雪や屋根の雪下ろし、草刈りなどが特に不便に感じられているということです。用途廃止予定の住宅だから修繕、補修をしなくてもいいというわけではないと思いますが、入居者がいる以上、適正な建物環境を提供しなくてはならないと思います。

次に、維持管理についてお伺いをいたします。年間数百件の小破修繕、補修の依頼等があるとは思いますが、建築基準法第12条に基づき、住棟ごとの修繕履歴をデータ化し、国が示す修

繕周期表を参考に屋根や外装の塗装などの修繕を計画的に実施するよう示していますが、どのように行われているのか、お伺いをします。次の修繕に生かすことができるよう、計画修繕や修繕周期表にのっとり進めていかなければならないと思います。入居者が知りたいのは、修繕、修理に来てくれるのかだと思います。入居者の理解を得ながら進めていってほしいと思います。

以上、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、用途廃止に伴う移転についてです。

公営住宅等長寿命化計画は、公共施設マネジメント計画等関連計画との整合を図り、人口減少などによる需要の減少に対応するため、管理戸数を減少することとしています。計画策定における用途廃止団地の選定については、耐用年数や建物の劣化状況だけでなく、立地条件や応募状況、また、アンケートによる意見なども考慮した上で検討し、計画しています。なお、今年度の対象団地については、第2回定例会でお答えしていますが、つくも、西栄、三望台の3団地となっております。

次に、維持管理についてです。長寿命化計画における維持管理計画については、計画策定時の建物調査による劣化状況の確認や、国が示す修繕項目別の修繕周期表を参考に年次プログラムを立て、計画的に行っています。中でも、屋根や外壁の塗装、屋上防水など予防保全的な補修については、補修費用や工事中の入居者負担も大きいことから、劣化状況を適宜確認し、実施時期を判断するなど、効果的な維持管理に努めています。なお、用途廃止が近い住棟の補修については、用途廃止時期までの各部材の耐久性なども考慮しながら、危険性や緊急性の高いものは優先的に修繕を行っています。

今後についても、公営住宅の適正な維持管理については、計画だけでなく、入居者の立場に立った維持管理を行いながら、将来に良質なストックが保持できるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をさせていただきます。

空き住宅の周辺環境整備ということで質問したいと思います。

入居している住宅の周辺は、入居している人たちが環境整備をある程度やられていると思うのですが、空き住宅の周辺についてはどのような管理をなされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員、通告外の、再質問は、納得いかない点と、もしくは質問漏れ等に限定して再質問をお願いします。

佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 質問事項なのですが、環境整備がどうなっているかということで、

最初に質問事項に入れてあるのですけれども、駄目なのでしょうか。

○議長（井上久嗣君） 千葉部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君） 議長のお許しをいただき、質問にお答えします。

草刈り等の環境整備につきましては、共用部分、それから空き住戸、今お話のありました空き住戸の部分につきまして、これは季節的に最も効果的な時期の年1回という形での、これは地域、それから近隣の要請から動いているところでもあります。ただ、場所によってはその後の伸び方が激しく、適切な環境に至っていない場面も見える部分はありますが、極力空き住戸については対応する形として今実施しております。

以上であります。

○議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 適切に環境整備をお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（井上久嗣君） 7番 西川 剛議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 通告に従いまして一問一答で一般質問を行います。

1つ目は、新型コロナ対策について質問します。

新型コロナに関する一般質問は、令和2年第2回定例会から数えて今回8回目になります。何度も同じテーマで質問してまいりましたが、感染が長期化、また、そのたびに感染が拡大することによって新たな課題が本地域にも様々に起こるため、その対応状況についても確認いたしたく質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

既に2年8か月以上にもわたるコロナへの対策、対応、感染拡大の波は既に第7波という状況となり、これまでの国内の感染確認者は、昨日9月13日現在2,031万4,178人と2,000万人を超えるとともに、この感染症により4万2,807人がお亡くなりになっております。この感染症により命を落とされた方々に御冥福をお祈りするとともに、加えまして、罹患された方々や、また、その後の後遺症に苦しむ皆様にお見舞いを申し上げます。

前回の定例会、6月13日の一般質問では、国内の感染者数、906万2,800人が感染、3万913人の方がお亡くなりになったと述べておりまして、約3か月の間に感染者数は倍以上、さらに1万人以上がお亡くなりになっており、感染が抑えられない状況には本当に残念な思いです。

さて、前回第2回定例会の一般質問では、北海道内における感染第6波による本市市内の感染状況について御報告をいただきました。第6波と言われる1月上旬から6月上旬までの間、本市の感染者は、具体的に1月9日から6月11日の間で387人とのことでした。そして、この6月以降の感染者数を見れば、残念ながら第7波によって6月26日から9月10日までの感染者数は656人となっております。本市における感染の多くは、今年になって本当に多くなっておりまして、第6波、第7波によるもので、その数は1,000人を超えているところでもあります。

なお、この一般質問の通告時点、8月31日時点では、私自身は800人を超えたと書いておりましたが、そこから本日までの2週間でさらに増えたという状況であります。本当に長期にわたる新型コロナとの関係、感染の拡大状況、あるいはウイルスの変異に伴う感染力の強

化によってなど、この新型コロナウイルス感染症への対応もその時々に応じて変遷してまいりました。でき得ることなら、島国である地勢や技術力などを用いて感染抑制に力を入れてもらいたい、感染リスクの低い環境を国としても地域としても目指してほしい、取り組んでもらいたいという思いは引き続き持っておりますが、社会経済活動維持との兼ね合いで、そこには至っていない現状です。

感染第7波、日ごとの感染者数の増大、過去最高の数字を更新する中、世間は3年ぶりの行動制限のない夏のアナウンスがニュースなどの枕詞になっており、感染対策に気をつけながらの行動も広がった結果、このことによりまして、国内累計感染者数は、冒頭にも申し上げたとおり2,000万人を超え、世界における感染者数の多い国の上位9番目となっており、現状さらに上位をうかがっているという、本当にうれしくない状況となっております。

それでは、このような状況にあって、私たち自身が日頃感染対策として気をつけることは何かといえば、マスクの着用や手指の消毒など、いわゆる基本的な感染防止行動を徹底せよということであります。この基本的な感染防止行動という言葉も耳なじみとはなっていますが、さて、具体的な行動内容はと、少し調べてみました。

現在、北海道では、北海道におけるBA.5対策強化宣言を発出し、9月1日から9月30日までを医療の逼迫と感染の拡大を防ぐ取組期間としており、そこで基本的な感染防止行動という記載がありまして、そちらを御紹介すれば、日常生活、飲食、検査の3つの行動における留意点が記載をされています。そのうち、日常生活における留意点だけでも、1つには三密回避、人との距離確保、手指の消毒、マスク着用、換気を徹底、2つ目は高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方、双方が基本的な感染防止行動を徹底などなど、こういった内容が6つの項目となっており、徹底しろと言われても、とても覚え切れるものではございません。

私自身も、マスクの着用、手指消毒、人との距離を意識する、密閉・密集・密接の三密回避の4つぐらいが、この間、日頃できる感染防止行動ということで身につけているぐらいでございます。皆さんも大体この4点ぐらいが個人でできる感染防止行動という現実ではないでしょうか。もっと言えば、個人レベルでの感染防止対策はここが精いっぱいと言ってもいいのではないかと思います。だからこそそれ以上に、どれだけ留意点を加えられてもなかなかそれを徹底することはできません。個々人の行動の限界があれば、それ以上の感染防止対策は別のものを考えなければなりません。

そこで、知識、知見による感染防止対策ができないか、提案をいたします。具体的には、本市における身近な感染事例から、ふだんの行動における注意を市民の皆さんに促すことができないうか、その情報提供を市に求めたいと思います。第6波、第7波によって多くの市民が感染者として生じているからこそ、感染者の年齢やその感染経路を知ることによって私たちが日常生活で気をつけるポイントがこの地域で共有されることにはならないでしょうか。そのことによって今後の感染防止に有用だと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

次に、感染拡大防止のための換気について伺います。

この7月に、新型コロナウイルス感染症対策分科会が、オミクロン株に対応した換気の提言を行いました。その提言内容は、新型コロナウイルスの感染経路である、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染による対応をするために以前から換気の徹底を呼びかけてきたが、オミクロン株への対応として換気的重要性が再認識されていること、特にクラスターが多発した高齢者施設、学校、保育所等の感染事例では、換気が不十分であったことが原因と考えられる事例が散見されるとして、屋内や各施設における換気のポイントが示されたところでありま

す。

具体的には、空気の流れを阻害しないパーティションの設置、必要な換気量の確認のためには、二酸化炭素濃度測定器の活用、換気量が確保できない場合は、換気扇、扇風機、サーキュレーターのほか、HEPAフィルター付きの空気清浄機の使用などが挙げられています。

そこで、これからはこれまで以上に換気対策が重要だという思いから、本市における現状について確認いたします。この換気的重要性を踏まえた対応、本市の状況はいかがでしょうか。市内全ての建物の状況を把握するということとはできないと思いますが、1つは、先ほどの質問にも関連をして、この間、感染事例、感染が発生した場所が建物内である場合、その建物の換気状況はどうでしょうか。また、提言にある、高齢者施設、学校、保育所等の換気状況はどうでしょうか、お知らせください。また、飛沫感染対策として設置をしているパーティション、仕切りが逆に換気による空気の流れを阻害している、あるいはこの後訪れる冬期間などは、窓開け換気が十分にできなければ、空気清浄機の活用などの検討もあるのではないかと思います。学校や保育施設等の換気に空気清浄機を活用している例はあるのか、その設置状況をお知らせください。

次に、罹患後も続く症状、いわゆる後遺症についてお聞きします。

新型コロナ後遺症については、感染初期から言われており、本年6月17日に公表された新型コロナウイルス感染症診療の手引き、別冊、罹患後症状のマネジメントによれば、新型コロナウイルス感染症罹患後、感染性は消失したにもかかわらず、ほかに明らかな原因がなく急性期から持続する症状や、あるいは経過の途中から新たに、または再び生じて持続する症状全般とされておりまして、感染1年後の主な症状では、疲労感、倦怠感、呼吸困難、筋力低下、集中力低下、睡眠障害、記憶障害、関節痛、筋肉痛、せき、たん、脱毛、頭痛、味覚障害、嗅覚障害などで、感染の1年後においても約30%の人に症状があったとされています。

さらに、先月末の報道では、アメリカのシンクタンクが、アメリカ国内における後遺症に苦しむ人が1,600万人、このうち、その8分の1から4分の1に当たる200万人から400万人が仕事のできない状況に陥っているとの分析が報じられておりました。これらの状況から、後遺症については当然、健康等、本人のリスクもさることながら、就労などへの影響など、地域におけるリスクにもつながる大きな課題だと思います。こちらについても報告感染者数の割合でいえば、本市においても罹患後症状に苦しむ方は相当数いるのだと思いますが、この点、この地域における後遺症への対応状況についてお知らせください。また、後遺症の課題については、

こういう症状が周りに理解をされないということも、この間指摘をされておりますので、地域や職場など周囲の支えのためにも後遺障害に関する情報周知も必要だと思っておりますが、この点、見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えします。

初めに、知見による感染防止対策として、身近な感染事例から注意を促すことはできないのかとお尋ねについてです。

市民が新型コロナに感染した場合の聞き取りは保健所が行っていることから、確認を行いました。感染経路などの情報は聞き取っておらず、その詳細については分からないということでした。そのため、市で把握できる職員についての感染経路を確認したところ、同居家族からの感染が主な理由となっています。

一方で、道では、これまで把握した多くの情報を基に、感染症体験集、集団感染事例集を作成し、どのような場面で感染のリスクが高まるかをお知らせし、注意を促しているほか、感染者の体験談として感染した方の症状や困ったこと、辛かったこと、そして感染したからこそ伝えたいことなどをアニメ動画で紹介しており、いずれも分かりやすい内容ですので、市民の皆様に参加にしていただけよう、市のホームページでお知らせしています。

また、具体的な情報提供をとのことですので、保健所にお聞きしても、感染経路が判明している割合は必ずしも多くはなく、調査中としているものが多くあるとのことでした。基本的な感染防止行動で100%の予防は難しいものとは考えますが、これまでの職務から得られる情報としては、やはりマスクを外す場面が、より感染リスクを高めているように感じています。ですので、食事などの際は黙食の徹底、日頃会わない人との飲食はマスク会食などを心がけるなど、ふだんよりも注意した行動を取ることが必要と思います。また、風邪症状等があるにもかかわらず、無理をして勤務や登校をするなど、感染を広げていることにもつながっているようなケースもあるように感じております。ですので、繰り返しにはなりますが、基本的な感染防止行動を取ることによって相当数のリスクを下げることができて、有効であるものと感じているところです。

次に、公共施設、事業所、学校等の換気対策の現状についてです。7月に取りまとめられた換気提言では、効果的な換気は機械換気による常時換気を行う場合、1人当たり毎時30立方メートルの換気量を確保し、二酸化炭素濃度をおおむね1,000ppm以下に維持することが目安とされています。一方で、機械換気が設置されていない場合の目安は、室温18度から28度、湿度を40%から70%に保つことが望ましいとされています。また、窓開け換気が難しい場合は、二酸化炭素濃度を確認した上で、必要に応じて空気清浄機を利用することとされています。

各施設の状況については、まず高齢者施設では、各種数値等に基づき、サービス種類に応じた感染対策を講じていると伺っています。事業所全体での状況は把握していませんが、高齢者入所施設等感染予防対策事業助成金の実績報告として把握できた換気対策としては、新たな施

設整備として、換気設備工事の実施や網戸の新設、気化式冷風機やエアコン等の設置のほか、空気清浄機やサーキュレーター、パーティション、二酸化炭素濃度測定器といった物品を購入し、感染対策が実施されています。

市立学校においては、文部科学省が作成した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式を参考に、ほとんどの学校で二酸化炭素濃度測定器を設置し、換気の日安としているほか、多くの学校でHEPAフィルター付きの空気清浄機を使用して感染対策を講じています。

市立保育園3園においても、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの集団感染のリスクへの対応やエアロゾル感染と飛沫感染の対策の考え方を参考に対応しています。また、二酸化炭素濃度測定器や空気清浄機は設置していませんが、保育中は常に窓を開けており、悪天候の場合は1時間に2回以上の換気を行うとともに、パーティションは3歳以上児のクラスで主にマスクを外す給食やおやつの際に使用しており、換気を阻害しない配置を心がけています。

各施設では、これらの換気方法に加え、昨年整備したエアコンや気化式冷風機、既存の扇風機やサーキュレーター、加湿器を活用し、適正な温度や湿度を保つ中で感染拡大防止に努めているところであります。いずれの施設においてもこうした換気への配慮に加え、基本的な感染防止策を行っているところですが、施設内でも感染が発生している状況であり、このウイルスの感染防御の難しさを感じているところでもあります。

次に、罹患後症状への対応についてです。議員お話のとおり、本年6月に感染症診療の手引きの分冊として、罹患後症状のマネジメント改訂版が作成されました。その中では、呼吸器症状、循環器症状など、各症状を持つ方へ医師及び医療従事者が行うアプローチについてまとめられています。いまだ明らかになっていないことも多く、新たな科学的知見を取り入れ、継続的に手引きの改訂が行われる予定と記されています。

罹患後症状に関する相談体制としては、療養終了後も症状が続く場合は北海道が相談窓口を担っており、市民が症状に苦しむ場合は名寄保健所または道の健康相談センターに相談していただくことになります。名寄保健所に相談の状況を伺ったところ、療養期間が終了した後も、のどの痛みやせきなどの症状が続いているが、仕事に復帰してよいのかといった相談が寄せられており、罹患後症状があったとしても、基本的にほかの人に感染させることはないことを伝えるとともに、状況に応じてかかりつけ医の受診を勧めていると伺っています。

本市の中でも、療養期間終了後もせき症状が続き、業務に支障を来している職員を確認しており、現時点では、職務専念義務を免除して療養しています。一方で、保健所からは、罹患後ある程度期間が経過しても症状が続いているとか、新たな症状が出てきたなどの相談は今のところ寄せられていないと伺ってはいますが、海外や日本でもその調査結果から診断12か月後でも症状が認められる方がいることから、罹患後症状の基本的な知見に関する情報や相談窓口について、市のホームページ等で周知を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 再質問を行います。

感染者情報の周知については、答弁では感染経路を追っていないので情報がないんだということでございました。そうなんだろうなと思いながら求めているところもありますが、一方で、本市の感染者情報の発出については、基本的にホームページの中にまとめページがあって、市に関連する方の感染があった場合は公表になっていると。それで、1週間ごとの北海道の公表の数字も併せてそのページに記載をいただいているというのが現状でございます。当然通知なども頻繁に来る状況もあって、市民の側からすると、広がっているのだろうなと肌感覚で感じているのが実情です。

そこで、公表の方法についてですけれども、この間、土別はそういった、いわゆる即時的な情報発出をずっとしてきているのですけれども、お隣の名寄市のホームページを見ますと、北海道の公表の時点、本市におけば、先週は133人でしたという中に、名寄市はその中の年代別の感染者数などを一緒に併記されていっちゃって、例えばそういう年齢を見ることによって、例えば学校や保育園で広がっているのかなとか、高齢者施設で多くあるのかなとか、自分自身の年齢と感染状況によって、どこで気をつけなければいけないのかなという、そういった促しにもなるかなと思いましたので、それは受け止めがどう使うかは別として、そういった意味では公表の方法についても、年齢など、多くなっていますので、だからこそこに気をつけてねという意味での年齢別の罹患者情報ぐらひは出していただいて、あるいはこの間の積み上がった人数を総括的に市としてはどういうふうに思っているのかなども何かいただけるような情報発信があればいいなと思いますので、その点ちょっとお伺いします。

それともう1点、換気の部分でありますけれども、今答弁の中でもありました、この間、様々な施設整備の中で換気対策をされているというのは承知をしました。ただ、同じように答弁の中でもありましたとおり、換気対策を打っていてもなお現在感染が広まっている状況、とりわけ子供たちに関わる場所は、施設内で行われているかというのは情報はないかもしれませんが、だからこそ私が求めたとおり、換気、今までやっている取組プラス何かできないのかと、そういうこともありますので、数字は現状確認いただいていると思いますが、改めて換気が大事なんだということでの、ちょっと足りない部分があったら、あるいは空気清浄機をもっと増やせとか、そういった部分も含めて検討いただきたいと思うんですけれども、その点考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の公表の在り方という部分であります。感染者に関します情報は、この管内でいきますと、名寄保健所のほうが一元的に情報集約されているというところであります。この年代別の公表という部分、名寄保健所のほうで数字のほうとしてはまとめられてはいると思いま

すので、それについては、市のほうとして公表してよいものかどうか、まず保健所のほうに確認を取った後、それは公表していい情報ですよということに当たれば、より感染の予防に資するということにも思いますので、できるだけ速やかに公表するように、そこは取扱いをしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、換気の関係につきましては、高齢者施設や学校等においては、空気清浄機が設置されていますということでお答えをさせていただきました。その上で、保育園等については、現状、空気清浄機が設置されていないという状況であります。その上で、冬であっても定期的な換気に心がけているというところで、感染予防に努めているというところでもあります。

特にゼロ歳児、2歳児までについては、マスクをしていないということもあって、一たび感染者が発生する場合、感染が拡大する傾向にもありますので、そういった機械を設置することが有効に働くのかどうか、そういったところも十分見極めて必要な手当てについては検討してまいりたいと思いますので、御理解願います。

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 2点目は、財政健全化実行計画1年目の実績についてというテーマで質問いたします。

持続可能な財政基盤の確立、基金に頼らない財政運営の構築、財政調整基金残高3億円の確保を目指し、令和3年度から5か年を計画期間とする財政健全化実行計画に基づく方策に取り組んだ計画初年度となる令和3年度決算が取りまとまりました。3年度決算の認定につきましては、この後の予算決算常任委員会での審査に付託ということになりますが、今回の質問では、財政健全化実行計画1年目の実績という点で質問をいたします。

まずは、一般会計決算収支と財政調整基金の状況をお知らせください。併せて、財政健全化実行計画における財政収支見通しとの比較についても教えてください。これまで説明を受けている数字では、健全化計画における令和3年度収支見込額は、様々な方策を講じて、1億4,700万円のマイナス、また、4年度当初予算案の説明を受けた2月15日の全員協議会資料では、これが2億400万円のプラス、そして、さきの6月定例会大西議員への答弁で約7億円のプラスとなり、大幅な収支改善とのことでした。改めて3年度一般会計収支決算、財政調整基金の状況、さらに健全化実行計画の財政指標目標である経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率をお知らせください。

さきの大西議員への答弁においても、大幅な収支改善の主な要因として、市税で約1億5,000万円、譲与税、交付金関係で約9,500万円、普通交付税で約2億7,100万円、特別交付税で約2億1,800万円などの歳入の大幅な上振れ、さらに歳出においても想定を超える不用額が発生し、これら要因について詳細な分析を行うとされておりました。市税や交付金、普通交付税の上振れ、また、歳出予算の未執行については、当然コロナの影響が大きいと思いますが、他方、燃油高、物価高の影響などについても、電気料の抑制のためのLED化については、昨年从此れだけ電気料が値上がりしていれば当初の効果額が出ているかなど、例えばこういっ

た事情についてどのような分析を行っているのか、取り組んでいる分析の内容や分析作業の進捗状況、その結果についての公表時期も教えてください。

あわせて、この分析に基づいて、財政収支見通しの再推計を求めたいと思います。とりわけ歳入の見積りについては、計画策定時から大幅な差が生じ、また、令和3年度の決算の黒字化、コロナの影響、燃油高、物価高の影響により、計画策定時点の推計と実情が合わないといったことから、現在、詳細分析を行っているものだと思います。今後、この計画の見直し検討のためにも、計画期間中の財政の見通し、この再推計を求めますが、いかがでしょうか。

令和3年度計画初年度の大幅な黒字、その理由となる市税や交付税など、歳入予算についての今後の見積りはどのように変わっていくのか、物価高等による歳出への影響など、私は、この詳細分析の先に財政の再推計によって健全化実行計画の着実な推進、計画目標最終年であります7年度までの目標達成を確実に見通し、その確認を前提に、過去2年、2年度、3年度決算によって財政調整基金に積み上がった分、乱暴な言い方をすれば、コロナによる事業未執行による不用額によって増えたこの分については、2年度、3年度とこの地域に流れるはずだったお金が流れていないということでありますので、早期にこの全額を現下の燃油高、物価高における事業活動継続のための支援策に活用するべきだと考えますが、いかがでしょうか。市長の考えを伺い、この質問を終わります。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

まず初めに、決算収支と財政調整基金に関する御質問についてです。

本定例会最終日に決算認定に関する要旨を改めて御説明申し上げますが、令和3年度一般会計につきましては、歳入総額179億7,546万円、歳出総額172億7,376万7,000円、収支差引き7億169万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では6億9,861万8,000円の黒字決算となりました。

財政調整基金につきましては、5月31日現在の残高11億6,073万7,000円に、地方自治法第233条の2の規定に基づき、3億5,000万円を編入し、現在高15億1,073万7,000円となったところです。

この結果、財政健全化実行計画における令和3年度の収支見込みでは、1億4,700万円の収支不足の見込みに対しまして、約8億4,600万円のプラス、計画上の4年5月31日現在の財政調整基金残高5億7,800万円の見込みに対して約5億8,300万円のプラスとなり、決算状況が大きく好転し、計画値との大幅な乖離が生じたところです。

次に、財政健全化実行計画の財政指標目標に掲げた令和3年度決算に基づく各比率については、経常収支比率の推計値97.1%に対して92.7%、実質公債費比率推計値14.4%に対して14.2%、将来負担比率推計値158.6%に対して110.9%となり、3指標ともに推計値よりもよい結果となりました。

これらの主な要因につきましては、第2回定例会において、大西議員への答弁のとおり、歳

入の上振れが大きな要因であります。歳出においても不用額が発生しており、この分析作業を鋭意進めているところです。分析に当たっては、財政健全化実行計画策定時には、想定し切れなかった新型コロナの影響やウクライナ情勢に起因する燃料、物価高騰の影響などの特殊な事情もあることから、様々な要素を総合的に集計するため、DX推進の新たな試みとして、簡易的な決算調査システムを構築し、その作業に当たっているところです。

例えば御指摘の電気料の分析に当たっては、特に複雑な要素が絡み合うことから、極めて困難な作業となることが想定されておりました。そこで、決算調査システムを活用することで、開館時間、開館日数の見直し効果、それから照明のLED化などのプラス要素を把握する一方で、電気料金高騰などのマイナス要素も把握をし、データの収集、分析を行っているところです。このほか、具体的方策の効果額や影響額も同様に分析の上、戦略レビューでの評価、検証を経て、予算決算常任委員会までにはお示しできるよう取り組む考えです。

次に、財政収支見込みの再推計についての考え方についてです。先ほども申し上げましたとおり、新型コロナの影響、燃料、物価高騰の影響などにより、社会経済情勢が大きく変化をしていることや、市税や交付税などの歳入の上振れによる計画値との大幅な乖離を踏まえ、西川議員のお話しのとおり、財政収支見込みを再推計すべきと考えており、既にその作業の一部に取りかかっているところです。

決算の好転による財政調整基金の積み増し分を全額活用すべきとの御提言ですが、計画2年目の現段階においては、いまだ将来にわたって安定的な財政運営が見込めるような十分な体質改善には至っていないことから難しいものと考えています。燃料、物価高騰の影響を受けている事業者への支援策については、国の第二次補正予算の動向を注視する中で、地方創生臨時交付金の追加配分等を勘案しながら、一般財源の活用も視野に必要な対策に取り組む考えであります。財政健全化実行計画が目指す体質の改善は、いまだ道半ばであり、引き続き持続可能な財政基盤の確立に向けた取組が必要であると考えているところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 再質問いたします。

この定例会の中でも、また、さきの第2回定例会の中でも多くの議員からの質問で、物価高等による影響緩和のための市の独自対策というものが求められています。基本的な答弁は、まずは国だということ、さらには独自にするにしてもその財源はこの後予定されている臨時交付金で考えるということですが、私はやはり危機感だと思います。これは、先ほどの真保議員の質問の中でもありましたけれども、この15億円ということで答弁いただきました財政調整基金、何ぼあれば安心なのかということで、それは分かりませんが、私は、皆さんのほうが分かっているということだと思いますが、ただ、現実的にこの財政健全化実行計画5か年計画を立てたときの目標は、財政調整基金、何とか3億円を確保したいねといっているのが目標であります。

また、先ほどお示しいただきました令和3年度の経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率についても、その多くは3年度の推計というよりは、最終年度である7年度の目標値を既にもう達成しているという数字でございます。また、さらにこの財政調整基金の部分の多くは、市税の上振れということは納税者がいるわけですよ、地方交付税の上振れも国税を経由した税収なわけですよ。税を納めている人の部分に対して、しっかりと今対策をしないと、税を納めてくれる方々がやはり大変なことになるんだということが、この間の質疑、あるいは、先ほども御紹介ありました、農業を中心とする経済団体や、そして生産者の皆さんの思いだと思いますので、先ほど真保議員の再々質問の答弁に対して、経済対策、数字を持って検討をしているということがありましたので、額の規模などについては速やかに今後出してほしいと思いますが、間違いなく年内には打ってほしい、そのための財源としては使えるんだと私は思うんですけども、その点、改めて考えをお聞かせください。

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 先ほどの真保議員の御質問、それから今回の西川議員の御質問に対して、本当に我々も同様に市内の農業、商工業に対して危機感を持っていることは、十分持っているということです。今回その算定に載せなかったということも、先ほどの真保議員の御質問にも答弁いたしました。やらないとか、考えていないということではないということをもた再度付け加えておきたいと思っております。

今回、決算委員会まだ終わっておりませんが、今回上振れしている分は間違いなく上振れしておりますし、ただいまの答弁でも申し上げましたとおり、一般財源を含んで考えております。年内にというお話がありましたが、今、精査しているものが進めば、第4回定例会のほうで上程したいと思っておりますので、それまでに皆様にお示しをしたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時47分休憩）

（午後1時30分再開）

○議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番 湊 祐介議員。

○3番（湊 祐介君）（登壇） 通告に従いまして一問一答方式で一般質問を行います。

まずは3か月、実際に活動して見て感じたことがあります。先日、朝日サマージャンプ大会に参加して、これまでと違った立場で参加することができ、見えてくるものがありました。士

別市の皆様の積極的な協力があり、大会運営がスムーズであること、しかし、スキー競技会としてはさらに運営の方法を改善していくことで、選手の育成、合宿の誘致、何より士別市の皆様に興味を持ってもらえるのではないかと感じました。引き続き、何ができるのかを考え、自分の役割として、士別市に寄り添いながら地域貢献に努めていきたいと思っています。

1つ目は、合宿の里士別、合宿の聖地創造についてです。

市長からいただいたお言葉に、地方創生総合戦略の柱の一つである合宿の聖地創造を目指し、新型コロナによって様々な制限をかけられる中で、来士する合宿チームに対し、安全・安心な練習環境や宿泊施設、充実した食事の提供に努めますとありますが、先日、秋田県鹿角市と山形県蔵王温泉の2か所の合宿地に訪れました。印象に残っているのが秋田県鹿角市で、ここは運動施設として環境が整っているのはもちろん、士別市と似た印象があり、駅伝とスキーのまちとして通じるものがあります。

食の点でも、地元の特産品を使ったきりたんぼ料理が出てきたこと、それによって秋田といったらここと印象がさらに強くなりました。また、合宿に行く楽しみの一つとして地元の特産物や食事は必ず思い浮かべると思います。実際に道の駅を利用してきましたし、私も地元名物となるお店などは目的の一つとなっています。せっかく士別市にはサフォークという、羊肉というおいしいブランドがあるのに、どこで見ることができるのか、どこで食べることができるのかといった御質問を多くの方からいただいております。

また、士別市の大豆、つくも4号がありますが、アスリートにとって、高タンパク質の摂取に大豆製品は適切でありますし、地産の大豆を安全でおいしく食べられる環境はほかに少ないと思いますし、士別市の特産になると思います。実際に道の駅でも購入している商品を、合宿に来てくださっている方々に提供する、交流も踏まえて商品の品質や課題点など、意見交換しながら、実績も確保できますし、場合によっては世界に安全で高品質の食を提供していける想定もあるのではないかと思います。

合宿に訪れる選手の方たちも、休養を必要としている方もおりますので、改めてこの3か月で感じたことの一つが、士別市の食の魅力に関してのことだと思いました。こうした士別市の食の魅力に関する情報提供の在り方や、士別飲食の情報提供でございますとか、さらに食の魅力開発として、これまでの取組実績と今後の動きに関してお伺いいたします。

2つ目は、合宿に関する施設整備についてでございます。

朝日三望台ジャンツェについてお伺いいたします。

私も小さい頃から当市に合宿しておりました。オールシーズン利用可能なジャンプ台であり、毎年、多くの選手、各企業、団体が訪れていますし、サマーシーズンには国内開幕戦が行われ、全日本スキー選手権、A級公認大会など開催される施設として運用されています。現在、老朽化が進んでいて、各所に修繕工事が必要とされていますし、実際に私も使用しておりますが、人工芝の消耗が激しく、ブレーキングトラック周辺は危険にさらされております。留め具が飛び出ている状態はけがの原因にもなり、早急に対応が必要かと思われま

そこで、今後、札幌オリンピックに向けて合宿の誘致をお考えであれば、修復工事だけではなく、ジャンプ台の規格変更に検討をいただく必要があるのかと思われまして、計画に、2023年292万6,000円、2024年4億7,802万5,000円とありますが、どのような計画かお知らせください。この整備環境次第では、海外チームを十分に受け入れることも可能ですし、現在も世界で活躍している小林陵侑選手、高梨選手などトップアスリートが実際に利用するなど、世界で活躍する選手も訪れている当市の長年の合宿の里まちづくりの成果と感じております。もちろん多くの自治体が合宿誘致の活動をされておりますので、当市の今後の整備計画にも注目が集まっていることと感じております。知人を介してではありますが、企業の合宿のお話もいただく機会もありますので、合宿施設の整備計画、朝日三望台ジャンプ台及び受入れ体制の強化に関してお伺いいたします。

次に、3点目は、ふるさと納税寄附金についてでございます。

幾つか重複してしまう点があるかもしれませんが、私と同じスキールディック複合選手をして元オリンピック金メダリストが長野市の市長をされておまして、調べたところによりますと、ながの夢応援基金というものがありません。こちらは、ふるさと長野の応援寄附をしていただく際に、項目の中から活用先を選び、寄せられた応援したい気持ちをさらに魅力あるまちづくりに活用する内容でした。新型コロナウイルス対応事業、福祉、農業、商工業を支援する取組、子育てや教育に力を注ぎ、子供たちの笑顔あふれる地域を目指す。スポーツでは、夢に向かう選手への補助、施設の活用、未来の取組に活用しているそうです。

かねてより、多くの皆様のきめ細やかな一つ一つの動きがこれまでの合宿の里士別の知名度を大きくしておりますし、実際に年間2万人もの人が当市を訪れておりますので、この数十年に士別市を訪れた方は大いにいらっしゃると思います。ただし、老朽化が著しくなれば、合宿を誘致するにも選地地の候補になることは難しくなると想定されますし、今後の合宿の聖地創造を目指すのであれば、適切な施設整備やトレーニング機能は必ず必要になります。士別市でも従前からふるさと納税寄附金のうち、こだわり交流プロジェクトの活用事例として、観光施設の整備、観光メニューの拡充、特産品の開発と販路拡大、合宿のステージづくりとなるものがありますので、このことから、ふるさと応援寄附金の活用について、これまでの取組実績と今後の動きに関してお伺いいたします。

私たちは、士別市を変えていく必要があると思います。このような取組をしていくことで自治体の解決策に役立てるのではないのでしょうか。今、厳しい現状だからこそ、何か手を打って進めていく取組が必要だと思います。ふるさと納税には、士別市を誇りに思っている県外の方々もいらっしゃると思いますし、地域の活動に希望と夢が繋がると考えられます。事業を通じて、地域産業振興、観光促進、社会問題解決、未来ある子供たちの活躍に役立てるのではないのでしょうか。

以上をもって、質問とさせていただきます。 （降壇）

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 湊議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、合宿者に対する食の魅力の発信について答弁申し上げ、施設整備の現状と計画、ふるさと応援寄附金に関わっては、生涯学習部長から答弁申し上げます。

初めに、合宿者に対する本市の食の魅力発信や情報提供、さらにはアスリート食事メニューの開発などに関わるこれまでの取組についてです。

第2回定例会での湊議員の御質問にお答えしたとおり、合宿者にとっての食事は、栄養補給として体力づくりやコンディショニングの要素からも、休養と同様欠かせないものであり、さらに、日々の厳しいトレーニングの中で、大きな楽しみの一つとなっています。このような観点からも、新型コロナウイルス感染症の拡大以前は、本市の特産品でもあるジンギスカン等を提供するなどの歓迎会を開催しており、合宿者に英気を養ってもらうとともに、本市の食の魅力を知ってもらう機会を設けてきました。また、サマージャンプ大会などのレセプションでも、同様の場を設けてきたところです。

しかしながら、現状ではそのような機会を設けることも難しいことから、現在は、チームへの差し入れとして、士別産のトマトジュースや、天サイダーをはじめ、アマニオイルや一部の果物類、さらに、宿舎であるホテルや旅館の協力が得られる場合には、ジンギスカンなどの肉類も提供をしているところです。加えて、監督やコーチ、マネージャーなどスタッフには、地ビールや地酒を御賞味いただくなどのこともあります。一方、合宿入りしているとき以外にも、本市産の米や特産品である寒冷地作物、農産加工品等をチームの寮に送るなど、本市の食の魅力をお伝えすることも行っています。

なお、こうした中で、フェイスブックなどで積極的に情報発信しているチームにおいては、士別市からの特産品の差し入れをいただきましたなどとして紹介もされているところです。これらのほか、各施設の案内と併せて、合宿の里士別推進協議会の作成による料飲店組合加盟店マップを配布するなど、情報発信にも努めています。

一方、アスリート向けの食事の開発については、これまで、市内ホテルの調理師が中心となって、地元食材を活用した新たなメニューを開発し、士別旅館業組合での講演会などで研究や情報交換を行うなど、さらなるサービス向上のための取組が進められてきています。

次に、つくも4号の活用を含めた今後の考え方についてです。お話のありました、つくも4号に関わっては、合宿入りしている幾つかのチームにその加工品を提供しているところでもあり、他の黄色大豆と比べてイソフラボンなどの栄養価も高い、さらにおいしさが際立っている、つくも4号の魅力を伝える、そういった食事メニューの研究なども意義あるものと考えています。今後においても、本市で生産される食材や加工品など、数多くの魅力ある食について、関係団体等との連携を深めながら、一層の魅力発信に努めてまいります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君）（登壇） 私から、施設整備の現状と計画及びふるさと応援寄附金

の取組実績とその活用についてお答えいたします。

初めに、施設整備の現状と計画についてです。

三望台シャンツェは、オールシーズン利用が可能なジャンプ台として、日本代表をはじめ、各県スキー連盟や実業団、大学、高校などの合宿で使用されています。また、地元社会人のイトイ産業スキーチームやジュニアの朝日スポーツクラブの活動の拠点となっています。平成9年度からの2か年での大規模改修によって、全日本A級公認のミディアムヒルとスモールヒルを整備しました。併せて、選手を輸送するスロープカーを設置しているところです。

現在、大規模改修から25年が経過し、施設全体の老朽化も進んでいる中で、特に湊議員からお話しのあったスモールヒルのブレーキングエリアの劣化が著しく、人工芝が剥がれた部分を固定する留め具が吐出している部分もあり、これまで部分的な人工芝の張り替えによって応急処置を施してきましたが、より安全な利用環境の提供に向けた整備が必要となっています。

現時点での整備計画としては、令和5年度に実施設計、6年度には施設の全面的な改修を検討しており、着地斜面に設置するランディングマットや散水設備や通信設備等の整備を予定しております。また、機能向上を図る整備として、助走路にトラックとカッターを整備し、除雪作業等の効率化を図ることにより、施設の充実を図っていく考えです。これらの改修に当たっては、全日本スキー連盟競技規則に基づき、ジャンプ委員会の指導、助言を受けるとともに、合宿チームの監督、コーチなどの意見も参考にしながら、より効果的な改修計画について検討していく考えです。こうした整備の下、さらなる合宿招致拡大に努めてまいります。

次に、ふるさと応援寄附金の取組実績とその活用についてです。

本市は、議員お話しのながの夢応援基金の取組と同様に、従前から、こだわり交流プロジェクトのほか、いきいき健康プロジェクト、すくすく子育てプロジェクト、さわやか環境プロジェクト、はつらつ産業プロジェクトの5つの事業を基本とし、まちづくりのために寄附金を活用しています。

そこで、直近5年間の活用の実績です。本市の特色であるめん羊振興事業やすくすく子育て支援事業に活用されるものが多いほか、地域活性化を目的としたイベントや自治会活動、観光施設整備などの取組に5年間で総額約1億5,000万円の寄附金を充当してきたところです。

なお、朝日三望台シャンツェにおける充実した整備に向けての財源確保についてですが、御提言のありましたふるさと応援寄附金や寄附金による応援基金の活用なども視野に入れ、検討してまいります。

以上申し上げ、答弁とします。 (降壇)

○議長(井上久嗣君) 湊議員。

○3番(湊 祐介君) 再質問させていただきます。

朝日三望台シャンツェのことなのですが、今は計画段階であるとは思いますが、実際にこの計画は進むかということなのなのですが、市のほうでも財政健全化計画の下、このジャンプ台改修に関しては相当な費用がかかると私も思っていますし、数字からも簡

単には進まないのかなとは思っております。もしこの計画が進まなかった場合、来年度には計画は進むとは思いますが、もしこの計画が予算組みできない場合は、何か方法として代案みたいなものがあるのかということをお聞きしたいのと、あとは、3つ目、ふるさと納税寄附金のことについてなんですけれども、やはり、今、市でやっている内容も含めてなんですけれども、さらに別の方法で、例えばふるさと応援寄附金の中にもいろいろ種類あると思うんですけれども、例えばクラウドファンディングのようなシステムの取組なども今後していく取組があるのかということをお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（井上久嗣君） 三上部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目の三望台シャンツェ、先ほど私のほうから計画についてお話をさせていただきました。その部分について、もし計画どおりいかなかった場合というお尋ねと認識しておりますが、先ほども答弁いたしましたとおり、当然この計画については、計画どおりと私どもも考えておりますが、もし計画どおりいかなかった場合についても、この三望台シャンツェについては、スキー協会のA級公認の台ということがございます。私たちが勝手にそういった規格変更できる場所もないと認識しておりますので、しかるべきスキー連盟またはジャンプ委員会のほうと相談をしながら、もしできなかった場合についてはさせていただきたいとは思っていますが、基本的にこの計画どおり進めていくということについては変わらないということもお伝えさせていただきます。

またもう1点、先ほど、ふるさと納税ということで議員のほうから御提言ということもございました。それ以外の部分での御提言ということで、クラウドファンディングという御提言もございました。この部分につきましても、当然私たちが自主財源ではなくて、市外からの財源の中で様々な整備を進めていく、これは三望台シャンツェだけでなく、様々な部分そうだと思いますが、そういった部分も含めてクラウドファンディング等々も視野に入れた中で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 5番 加納由美子議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 今回の定例会最後の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。通告に従い一般質問を行います。

士別市男女共同参画行動計画について。

私たちの世代は、学校で男女平等を学びながら、就職後、最初に習ったのがお茶の出し方という時代です。当時はそれが当たり前だったのです。よい面もありましたが、男性が外で働き、女性は後方で支えるという役割について刷り込まれたものがあります。昭和60年に男女雇用機会均等法が成立しましたが、現在も男女共同の社会は道半ばだと思っています。私は共同参画社会への取組をライフワークと考えております。今後も注視し、活動いたしますので、よろしくお願いいたします。

当市は、2018年度から2025年度まで、男女がともにきらめくまちプランとして、第3期士別市男女共同参画行動計画を作成しています。作成の目的は、男女が共に尊重し合い、誰もが住みやすい社会を目指しています。2022年度版世界経済フォーラムで、男女格差報告は、ランキングにおいて日本は116位という残念な結果です。士別市男女共同参画推進条例の中で、性別によって役割を固定的に捉える意識や社会の制度、慣行などが依然として存在し、男女平等が実現しているとは言えない状況が見られますとあります。条例において明記されたことは、有意義なことと考えます。

次に、第3期士別市男女共同参画行動計画、男女がともにきらめくまちプランの中から伺います。まず、当市における男女共同参画事業の担当の現状はどのような配置になっているのでしょうか。出発点は、男女格差があるとの自覚があつての計画と認識しており、計画当初から進展があるはずで、今後3年間は、さらに目標達成に向けて取り組んでいただけると思います。計画に基づいてどのように取組を進めるのでしょうか。

計画書によりますと、審議会、委員会などにおける女性登用の促進の登用率が平成29年度48.5%、2025年までの目標は50%となっておりますが、括弧書きで、充て職を除くとあります。充て職のメンバーも発言することを考えた場合、全ての参加者の中で女性の割合を公表すべきと考えますが、いかがですか。

子供を持つ女性が退職まで働き続けるためには、越えなくてはいけないハードルが多くあります。出産、育児、家事、PTAを含む親同士の交流、介護を含む親戚付き合いもあります。母親である女性が働き続けるには、父親の協力も大切です。男性が育休を取りやすくするための働きかけは職場内でどのように行っているのでしょうか。市内の企業への働きかけはどのように行っているのでしょうか。市民の中には、役所の人は労働条件が恵まれていると言う人が多くいます。まずは市役所の職員が働きやすいこと、それを市内の企業にも理解を求め、整備することが重要です。具体策はどのように行っているのでしょうか。

男女がともにきらめくまちプランの中におけるアンケートは、セクシュアルハラスメントの経験や女性の人権が尊重されていないと感じることなど多岐にわたっています。細かな視点からの内容で、とてもよいアンケートだと感じました。目的は、ともにきらめくためにどうするかです。女性は、産む性であることは間違いのない事実です。しかし、長年女性が我慢してきたという実感はあります。何も言わなければ、性別を問わず、傷つく言葉を言われても、言われただけのこと、形としては残りません。女だから当然、仕方ない。波風立てる必要はないと考え、また、男性優位の社会は居心地がよい面もあるという考えもあります。精神文化として根づいたものは、簡単に変えられないものです。地道に活動するのは女性側の仕事でもあるのです。アンケートの結果を受けて、どのように活動をされているのかを伺います。

計画最終年は2025年、まだ3年あります。担当職員を中心に積極的な周知活動をしていただきたい。情報発信を考えたとき、どのような事例や言動がハラスメントに当たるのかを具体的に示す必要があります。男女を問わず、多くの場合、何げない一言がセクハラに当たるとは考

えてはいないのではないかと思えるからです。自戒を込めた提案とさせていただきます。

市長に伺います。男女共同参画行動計画事業は、2025年までどのように計画を進めていくお考えなのでしょうか。

以上です。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えします。

初めに、士別市男女共同参画行動計画の担当部署についてです。第3期男女共同参画行動計画については、副題を男女がともにきらめくまちプランと定め、平成30年度から取組を進めているところです。計画の事務につきましては、総務部企画課が所管をしており、策定時には2名の女性職員が関わっていましたが、現在は全てが男性職員となっています。

次に、計画の内容についてですが、本計画では3本の基本目標を掲げて男女共同に資する取組を進めており、その1つは、人権と男女平等を尊重する意識づくりです。この目標では、人権の尊重と暴力の根絶及び男女共同参画社会の理解促進を目指し、相談窓口の周知や暴力、虐待防止に向けた啓発、男女共同参画に関する学習活動の推進などに取り組んでいます。

2つ目の目標は、男女の自立を支援する環境づくりです。この目標では、家庭や仕事、地域において、男女が共に協力し、責任を担い、自分らしい生き方が選択できるよう男女平等の意識啓発や多様な働き方を推進する取組を進めています。

3つ目の目標は、男女共同参画の社会づくりです。この目標では、男女が同じように参画するまちづくりを進めるため、市民や関係団体、企業と行政が連携し、政策や方針決定過程における女性の参画を推進しています。

そこで、審議会、委員会における女性の登用割合についてです。議員お話しのとおり、充て職を含めた数値目標を掲げることができればと考える一方、充て職については、ほかの団体や企業などで役員についている方をお願いすることから、現時点では男性が該当するケースが多いのが現状であります。充て職を含めた数値目標の達成のためには、さらに広範な社会全体の仕組みを見直していく必要があると考えています。充て職を含めた女性割合の数値の公表については、次期計画の目標値設定などと併せて検討を進めてまいります。

次に、男性が育児休業を取得しやすくするための環境整備についてです。市役所では、新規採用職員を対象として、男女共同参画や育児休業等の休暇制度を学ぶ職員研修を実施しているほか、令和2年度には、育児休業を取得した男性職員を講師に研修会を開催し、職員の休暇取得に向けて意識の醸成に努めたところです。また、市内事業所における休暇制度などの充実については、これまでに企画課の職員が事業所を訪問して意見交換などを行ってきました。近年はコロナ禍の影響もあり、訪問が難しい状況にもありますが、労働状況実態調査を通じて、ハラスメントの有無や職場環境などを確認しているところです。計画期間も残り4年となり、市民や事業所の理解も一層深めていくため、事業所訪問の再開も含め、効果的な手法を検討する中で、意見交換、啓発活動を行っていきたいと考えています。

次に、女性の人権尊重とセクシュアルハラスメント防止への啓発についてです。これまでも、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせて、広報や市ホームページ等を中心に、男性は仕事、女性は家庭などの男女の固定的な役割分担意識の改善に向けた周知を行ってきたところです。また、アンケートの結果も踏まえて、3年度には北海道立女性プラザとの連携により、市役所本庁舎の市民テラスにおいて職場でのハラスメントの実態調査を紹介するパネル展を実施し、身体的、精神的なハラスメントの事例や被害に遭ったときの対処法と相談先などについて啓発を行いました。今後も機会を見つけ、啓発活動を行うこととしています。

次に、今後の行動計画の進め方についてです。昭和から平成、令和へと時代が移り、社会環境が大きく変革する中、男女共に仕事や生活に対する考え方、家族の在り方など、社会に対する意識も多様化しています。数値目標の達成状況については、次期計画の目標設定と併せて、令和7年に市民アンケートを実施して把握をする予定です。今後も、男女が共に尊重し合いながら、対等なパートナーとして参画していく地域の実現に向けて、引き続き市民や事業所、各団体に対する啓発活動を中心に進めていく考えです。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 2つ質問させていただきます。

最初に、男女がともにきらめくまちプランのその一番最初のときには女性2人だったのが、今は男性2人ということで、市役所の認識としては、女性に対する平等というものが進んだので女性を入れなくてもいいという判断で、そのような今の流れになったのかなということを1つ伺いたい。

もう一つ、充て職の場合です。多くの場合、上に立つ人は男性が多いので、その充て職で役員さんとなったときに、男性の方が出てきそうなときに、できれば女性の役員さんがいればバランス的に女性の方もお願いしたいのですよねとかという促し方というのは、そういう方法はないのでしょうか。というところの2点質問させていただきます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 再質問にお答えいたします。

現在の企画課職員の体制についてです。答弁でも申し上げたとおり、策定時は2人の女性職員がいました。現在は女性職員ではなく、男性職員が担当しているところです。私どもとしては、男女平等といったような観点から、女性だけではなく男性職員もこの事業に携わっていいと考えておまして、男性職員に今は担当を担っていただいているところです。今後は、ちょっと人事のことですので分かりませんが、男性でも女性でも担えるような体制、業務になればという部分を引き続きやっていきたいと思っています。

2点目です。充て職の考え方です。加納議員おっしゃられるように、どうしても役員さんに

お願いするとなると、まだ男性が多い状況にあります。女性の声も伺いたいという場合もあるかと思いますが。今後、充て職の考え方等も含めて考えていきたいと思っているところで、次期計画で、先ほど答弁申し上げましたけれども、充て職を含めるのか含めないのか等々も含めて、今後、検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 加納議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 2つ目の質問をさせていただきます。災害時の自治会との連携と避難所について伺います。

士別市は、大雪や吹雪の雪害による被害があっても本州のような災害は少ないという考えが主流でした。しかし、大雨による水害や4年前のブラックアウトを経験し、市民の中で防災意識が高まり、経験として学んだことはたくさんあります。ただ、最近は気が緩んでいるように感じます。まちづくり基本条例の中で、第28条より、自治会は、まちづくりの一翼を担う重要な組織として、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。行政や各種団体等とも協働し、その活動の充実に努めますとあります。個人が災害時を想定し生活すること、行政と自治会が連携し準備することの両方が大切です。

伺います。平成28年の大雨以降、いろいろな反省を基に対策や備蓄をされてきたと思います。具体的にどのような準備を行政として行っているのでしょうか。高齢者等を対象とした防災無線の貸与があります。現在の貸与世帯の台数は何台ですか。貸与についての周知方法はどのようになっていますか。無線が届いているかの確認作業はどのような周期で行っていますか。今年から避難所ごとの担当部が変更になり、部署ごとの連絡体制や地域担当との連携等はどのようになっていますか。

昨年10月に温根別地区において避難指示を発令した際、避難所の準備ができておらず、雨の中、避難者が外で待っていたとの話があります。この経験を基に、その後どのような対策を行っていますか。担当部の責任者の中に女性が入ることは必須だと考えております。避難を想定される方は、持病のある方や高齢者、子供が多いはずですが。女性目線を含めた体制づくりは当然のことと考えます。誰が担当するのか明確になっていますか。

災害時の対応や情報について、市からの発信がホームページ等である場合は、行き渡らない人がいます。また、停電になると個人の携帯電話が頼りとなります。以前、広報車で情報発信は、聞き間違いや雨の音で聞こえないとの混乱がありました。そんなときのために、自治会長宛てのメール連絡網をつくったと理解していますが、いかがでしょうか。平成28年に自治会会長宛てのメールによる連絡網をつくっているはずですが。その後の活用や災害時を想定した確認作業はされていますか。市職員、自治会役員は入れ替わりがあります。年に一度は訓練を含めた周知作業は行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

ハザードマップの見方について伺います。指定避難所、指定緊急避難所、この2つの記載があります。マップには文言の違いについての説明が見当たりません。どのように違うのでしょ

うか。今後は、マップの見方や説明や災害に対する情報を市の広報紙等で紹介するのはいかがでしょうか。大雨のときはトイレの水を流す回数を減らす、家の周りの排水溝の落ち葉やごみは取り除くとよいなど、小さな情報を出すことも大切だと思います。最近、Wi-Fiの有無やペットを連れていけるかなどは重要視する市民が多いようです。

最後に、避難所について。開設には一定の時間が必要かと思われま。開設の基準はどのようなものがあるのでしょうか。開設の周知方法はどのようになっていますか。緊急時に、避難するか、自宅で待機するのか、判断は各自が行うことだと思っています。選択するには情報が必要です。災害は突然に起きるものです。担当になっている部署の職員が避難所を開設するときに、責任者が家族や本人の都合で現場に行けないなどを想定した人員配置の想定ができていますか。避難所は、短い時間であっても、そこで過ごすことになるわけです。計画を立てる段階で、女性や障害のある方を含めたメンバーでの打合せをするべきです。性別や年齢で視点が違いますし、プライベートスペースを必要とする環境変化への対応に時間のかかる人もいます。緊急のときは我慢して、言い出しにくいものです。平時に災害を想定した訓練をすることは大切だと思います。

以上です。（降壇）

○議長（井上久嗣君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、平成28年の大雨以降の対策や備蓄についてです。29年3月に策定した士別市災害時備蓄計画に基づき、令和3年度末までの5年間で避難所に必要な資材や食料等を整備してきたところです。現在は、資材、食料等の使用や期限に応じて不足分を補充しています。災害対策としては、平成30年に水害対策タイムラインを作成し、大雨の際に各部が実施すべき事項を確認したところです。また、31年4月には、千年に一度の大雨を想定した洪水ハザードマップを作成し、タヨロマ川などの道管理河川を含めた28河川と、土砂災害警戒区域31か所を記載して全戸配布し、市民に活用していただいているところです。

次に、防災行政無線についてです。昨年デジタル方式への移行のために設備の更新工事を実施し、本年4月から本格稼働しているところです。戸別受信機の無償貸与の周知については、士別市のホームページでの掲載、広報しべつでは、令和3年10月号、11月号及び4年8月号で合計3回の周知を行ったほか、防災訓練や防災講話の際に周知するなど、現在までに494台の受信機を貸与しています。戸別受信機の受信状況については、機器の設置時に電波状況を確認し、受信できない場合は外部アンテナを設置しています。電波が受信できなくなった場合、機器本体の受信ランプが赤色に点滅し、その都度、利用者からお知らせをいただいておりますので、特定の周期での受信確認作業は行ってないところです。

次に、避難所開設時の担当部についてです。

避難所の開設に当たっては、災害対策本部が避難する地域を決定し、避難所の開設を指示して、開設完了後に避難情報を発令することとしています。昨年10月の事例については、災害対

策本部の避難指示前に地域の方が避難所に自主避難したいとの連絡が入ったため、速やかに避難所開設職員が現地に向かったところです。しかしながら、開設職員の到着時間前から待たれていた方がおられました。基本的には、先ほども申し上げましたが、避難所開設後の住民への避難指示等を発令しますが、地域の方が自主避難を希望されるかなど、現地からの情報をしっかり把握して、災害対策本部として避難所開設の判断を早急にしていきたいと考えています。

また、避難所開設に当たっては、避難者のことを考え、女性の目線を含めた体制づくりが重要であると認識しており、各担当部の避難所開設に当たる職員の選定に当たって配慮していきたいと考えています。

さらに、災害時の情報発信ですが、戸別受信機を含めた防災行政無線、フェイスブック、しべつ暮らしナビ、さほっちメーる、LアラートによるNHKのテレビ画面での表示、広報車など、あらゆる手段を通じて周知すべきものと考えています。

各自治会の防災担当を含めた役員への防災連絡メールを防災講話などにおいて登録依頼した経過はありましたが、登録が進まず活用されていませんが、現在は直接該当する自治会長に電話をして周知しています。今後、登録の周知やメールの受信訓練について検討していきたいと思っております。

次に、ハザードマップの活用方法についてです。

まず、指定避難所と指定緊急避難場所の違いについてです。指定避難所は、避難所看板で屋根のついた家のようなイラストになっており、災害の危険性がなくなるまでの必要な期間滞在させる施設で、被災者等が滞在できるための広さであったり、車両などの輸送が比較的容易な場所であったりなど、一定の基準があります。

一方で、指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、その危険から逃れるための場所であり、洪水の場合、比較的高台に設置され、避難所看板ではグラウンドのようなイラストになっています。

また、平成31年4月に現在の洪水ハザードマップを全戸配布した後に、住民説明会を行った際、日頃からの注意点なども掲載していることをお話しさせていただきました。しかしながら、議員お話しのとおり、日頃からの心構えなど、災害に対する啓発は今後も必要であると思っておりますので、広報しべつ9月号で特集したように、定期的な発信に努めるとともに、暮らしナビ等の有効な活用を検討してまいります。

次に、避難所の設置・運営についてです。

避難所開設の報告後、避難情報等を発令しており、避難所の開設指示については、開設する職員が避難所までに移動するまでの時間も考慮し、余裕を持って指示をしています。災害の状況によっては、開設を予定していた担当部の職員が現場に行けない状況も考えられますが、他の部局との連携を図りながら対応してまいります。

また、避難所の開設に当たり、平素から訓練をすることは必要だと考えており、今後も職員による避難所開設訓練や北海道避難所運営ゲームD o はぐを使用した地域住民との訓練を検討

して、市民の命と財産を守るため、非常時には速やかに行動ができるよう、防災への意識情勢に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（井上久嗣君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（井上久嗣君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明15日は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。よって明15日は休会と決定いたしました。

なお、16日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これを持って散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時30分散会）